（国民年金基金規則の一部改正）

第九条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（加入の申出） **第七条**　（略） ２　次の各号に規定する者にあっては、前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされる者（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）にあっては、同号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類（在外邦人による加入の申出） **第七条の二**　法附則第五条第十二項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申出書を、法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第三号に掲げる者に限る。）が、住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出することによって行わなければならない。 ２　（略） （資格喪失の届出） **第八条**　法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の資格の喪失の届出（法第九条第一号若しくは第三号又は法附則第五条第五項第一号若しくは第四号に該当するに至ったことによる被保険者の資格の喪失による加入員の資格の喪失による届出を除く。）は、当該事実のあった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） ２　（略） （加入員証の交付） **第三十九条**　基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。 一～四　（略） ２　基金は、法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。 ３　基金は、法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第三号に掲げる者に限る。）が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。	（加入の申出） **第七条**　（略） ２　次の各号に規定する者にあっては、前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされる者（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）にあっては、同号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類（在外邦人による加入の申出） **第七条の二**　法附則第五条第十三項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申出書を、法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第三号に掲げる者に限る。）が、住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出することによって行わなければならない。 ２　（略） （資格喪失の届出） **第八条**　法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の資格の喪失の届出（法第九条第一号若しくは第三号又は法附則第五条第六項第一号若しくは第四号に該当するに至ったことによる被保険者の資格の喪失による加入員の資格の喪失による届出を除く。）は、当該事実のあった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） ２　（略） （加入員証の交付） **第三十九条**　基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。 一～四　（略） ２　基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。 ３　基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第三号に掲げる者に限る。）が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。